# 控

平成31年(ラ許)第76号 許可抗告申立て事件 抗告許可申立人 吉井康雄

相手方

学校法人 大阪経済大学代表者理事長 藤\*本 二 郎 学校法人 大阪経済大学内

井 形 浩 治

池島真策



## 抗告許可申立理由書

平成31年4月19日

大阪高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 志太原 信 三 様 裁判官 濱谷 由紀様 裁判官 釜 本 修 様

抗告許可申立人 吉井康



抗告許可申立人は、次のとおり、抗告許可申立理由を主張する。

## 第1 原審判決棄却の要旨

原審は、抗告許可申立人(以下、申立人と表記する)の再審理由を悉く却下し、再審請 求を棄却している。原審判決を棄却する申立理由を述べる前に、ここでは、再審理由棄却 の事由を述べる。

申立人は再審理由を規定した民訴法第338条1項の6号、7号、9号に該当する次の再 審理由を挙げて再審請求している。

再審理由① 6号の事由では、「特任人事における労使慣行を判断するうえでの重要な 任用実績について、相手方大学の虚偽事実、データの捏造、判断不可能な データ」を「判決の証拠となった偽造又は変造されたもの」として再審理 由としている。

再審理由② 7号の事由では、「尋問における井形学部長・理事と池島副学部長兼カリ キュラム委員長の虚偽供述」が、「宣誓した当事者の虚偽の陳述が判決の 証拠となったこと」に該当する再審理由としている。

再審理由③ 9号の事由では、相手方大学の虚偽陳述、虚偽供述、虚偽データを真正として、特任人事における労使慣行の存在を否定した原審判決には、申立人の控訴理由書に陳述した証拠甲23、甲24、甲25には一言も言及していないため、判決に最も影響を与える重要な証拠甲25も精査されていないと推認して、これらの事由は裁判官の判断から抜け落ちている、すなわち、判断の遺脱に該当する再審理由としている。

これらに対する再審判決は、再審理由①および②の再審事由については、民訴法 338 条 2 項により、本件においては、同事実の存在を認めるに足りる証拠はない。したがって、上記再審事由に係る再審の訴えはいずれも不適法であるとして、棄却されている。

再審理由③については、本件再審の訴えは、本件確定判決の確定の日である平成27年5月8日から30日の不変期間経過後の平成30年10月30日に提起されている。そうすると、上記再審事由に係る再審の訴えは不適法であるというべきであるとして、棄却されている。

## 第2 原審判決却下の事由に対する反論

前述のように、原審判決は、申立人の再審理由の内容を精査する前に、法的に要件を充たしていないとして再審請求を棄却している。

これに対し、申立人は次のように反論する。

## 2-1 再審期間について

再審理由①、②、③に共通することは、民訴法第 342 条 2 項の追完と 1 項の不変期間の解釈である。

申立人が再審制度を知ったのは、「再審の理由」の7~8頁に示すように相手方大学による名誉権侵害等の訴訟で、本人被告訴訟に切り替え、準備書面を作成中に知ったと記載しているように、平成28年7月頃であり、その事由がはっきりしていることから除斥期間内であり、第342条2項の規定のもとで起算日は平成27年5月8日から30日の不変期間経過後ではないと反論する。しかし、いずれにしても、第342条1項の規定により再審請求は棄却されて然るべきと理解される。

## 2-2 申立人が再審期間内と主張する理由

再審理由②は、尋問の際に宣誓した訴訟の当事者である井形および池島には、後述するように、多くの虚偽供述があり、控訴審判決の争点1にみられるように、判決に大き

な影響を与えており、虚偽の陳述に対する過料を規定した民訴法第 209 条の対象となるが、それが現在に至るまで過料されていない、この事実は現時点で知った事実である。

したがって、民訴法第 338 条 2 項より、「罰すべき行為について、証拠がないという 理由以外の理由により過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを 提起することができる」こととなり、このもとで民訴法第 342 条が適用されることとな り、再審請求期間内と主張する。

なお、争点1は、申立人が基本事件の訴訟を起こした最も重要な次に示す争点である。 被控訴人大学において、現行規程における任用基準を満たす者が特任教員への 任用を申請すれば、特任教員に任用されるという労使慣行があったか

控訴審判決の、当裁判所の判断の争点1に判示されている内容は相手方大学の虚偽陳述はもちろん、尋問で井形および池島が虚偽供述したことにより、判決に影響を与えたと推認する多くの事実があるが、そのうち、特定の名前が明記された1例を以下に示す。

いったんは特任教員への任用を申請したものの、その後申請を取り下げた教授がいること、特任教員への任用申請後あるいは申請前の時点において、説得して申請を辞退させたという事例があること(被告井形尋間調書 26, 27 頁)からすれば、

井形および池島の虚偽供述の内容が相手方大学の準備書面などに一貫して織り込まれており、誤りなく真正と信じるに足る偽装した演出が施されている。それゆえに、第3者にわかるように、井形および池島の供述が虚偽であることを示す必要があり、それを以下に立証する。

#### (1) 虚偽の定義と、民訴法 209 条による過料対象行為となる井形および池島の虚偽供述

事実の真実性と判断の公平性を担保するために、「虚偽」の定義が求められる。虚偽の概要を判断する論拠には客観説、主観説などがあるが、相手方大学は教育機関であることから法令や正規の規程のもとで諸活動が展開されるため、これを判断基準として対比し、外れる事象を虚偽と定義して、虚偽供述の具体例を朱記で以下に列挙する。

- 動 教育基本法、学校教育法等の法令に反すること、外れたことを供述すること 文科省への報告義務のある一部科目の二部重複開講の供述部分が虚偽である。
- ② 大学の諸規程に反すること、外れたことを供述すること。大学の就業規則第1章

第2条2項「特任教員には、別に定めのある場合を除き、…」より、「特任教員任用規程(新規程)」が優先規程となる。学則のもとで「経営学部教授会規程」があり、経営学部ではカリキュラム委員会規程は明文化されていないが、他学部と同様の内容である。これが井形及び池島ら経営学部執行部による不法行為、すなわち、虚偽の判断基準となる。

⑦特任教員任用規程(新規程)には規定されていないカリキュラム委員会をも ぐりこませて「書類の不備」を工作する、①井形自ら特別抗告人に1部科目の 2部重複開講を仕掛け、教学ルールを無視する男に仕立てて特任申請を辞退せ よと迫る、②就業規則で定められた4コマを割る担当科目をなくす行為など。

③ 平成16年7月1日合同教授会で公言された大学の最高経営責任者である井阪理事長および教学の長である重森学長の趣旨「人事における労使慣行は従前と変わらずということを申し上げたくて合同教授会をもった」、「特任人事の任用にあたっては教育の観点だけではなくと要望されたこと」に反することを供述すること(音声データの反訳書、甲25参照)

特任教員の採用は、再雇用ではあるが、新規採用と同じである。 教授会出席者の3分の2以上の可が必要などと供述する部分が虚偽。

**4** 成文化されていないが、慣習的に繰り返されている行為に反することを供述すること

特任人事では担当科目の関係でカリキュラム委員会がいつも関与してきたという供述部分、二宮教授の特任任用では3分の2以上の可否投票をした、といった虚偽の供述部分

5 正規の規程とは異なる規程を偽装し、それが正規の規程と供述すること 平成24年9月28日の教授会で特任教員任用規程(新規程)を偽装し、それ を一貫して真実を装う、次の主張が虚偽である。

⑦特任教員の推薦にはカリキュラム委員会の承認が必要、④その特任推薦は 学部長が決める、⑦特任申請者の「3 か年講義計画は学部長がつくる」など。

⑥ 偽装した規程のもとで、その規程にしたがった行為と供述すること

●で述べた偽装した新規程にしたがって遂行していることを正規の新規程の手続きと供述する部分が虚偽である。控訴審での相手方の答弁書3頁の「③被控訴人井形が学部長として控訴人の授業担当計画を特任教員推薦委員会に提出したが、…、仮に提出がなかったとしても、前記のように授業担当計画は学部長に作成権限があるので、同学部長が提出しなかったからといって、同部長

に責任があるとは言えない」と、「<u>学部長に作成権限がある</u>」とする部分が新規程を偽装し、その行為を真正な規程に定められた行為であると裁判官に誤認識させており、明白な虚偽である。

⑦ 教授会などの公式組織で議論したことを「発言はなかった」などと嘘の供述をすること

教授会での議論の様子を偽って供述する部分、平成24年11月16日教授会の音声データとその反訳書(甲14)で自明となる供述部分が虚偽である。

**⑧** 過去の事実と異なることを供述する場合は、職位や経験といった客観的尺度との対比のうえで虚偽の判定をすること

裁判官が井形に、特任教員の任用手続き、旧規程から新規程に変わったことによる違いはないか、特任人事に過去関与したことはあるかなどの尋問全てに虚偽の供述をしている。

## (2) 小括

再審理由②には、判決に大きな影響を与えている井形および池島の虚偽供述に対して、民訴法第 209 条の過料が未だに科されていない事由をもって、民訴法第 338 条 2 項の要件に該当することとなり、民訴法第 342 条 2 項の追完が適用され、1 項の不変期間のもとで、再審理由②は再審請求を訴求する再審理由となる。

これが成立すれば、原審判決が規定により棄却した再審理由①も再審理由③も再審 請求を訴求する再審理由となる。

## 第3 新たな再審理由の存在

相手方大学の準備書面や答弁書などに多くの虚偽があると述べてきたが、次に述べる 事由は、法令に違反する虚偽行為のため、再審理由となると主張する。

## (1) 権利、義務に関する文書の偽造、変造およびその行使に関する事由

井形および池島をはじめとする北村グループの執行部による教授会運営で疑問に感じたことは、多数決で物事を決めれば、その事実が真実でなくても真実とみなすという「まやかし」が罷り通っているという事実である。例えば、カンニングと学生委員長らが判断したものを執行部の樋口副学部長の主張のもとで多数決の投票によりカンニングという不正行為はなかったこととし、教務部の成績では不受験としている、

虚偽と現実が交錯しているのである。

この虚偽と現実の交錯の矛盾、すなわち、刑法第 159 条 3 項(虚偽文書の作成、権利、義務に関する文書を偽造、又は変造した者に対する罪)と刑法第 161 条(偽造私文書を行使した場合の罪)に抵触する、次の事由が再審理由に該当すると申立人は主張する。

- ⑦ 平成 24 年 9 月 28 日の教授会で特任教員任用規程(新規程)を偽装した井形学 部長の説明と北村総務担当理事の補足説明
- ④ 平成23年11月11日の教授会で強行採決した欠席者の投票を認める「経営学部教授会決議方法」(北村實と元学部長補佐の田中健吾の動議)という1年限りの試行という規程

ここでは、⑦を対象にして考察する。

新規程の偽装は偽造私文書に相応し、これにより申立人の特任人事を妨害したことは、「偽造・変造または虚偽作成に関わる文書を真正文書もしくは内容の真実な文書として他人に認識させ、または認識しうる状況に置くこと」との判例(最判昭和 28 年 12 月 25 日)のもとで、裁判官も偽装した新規程を真正として判決を下していることから、民訴法においても考慮されるべき虚偽の事由として、民訴法第 338 条 1 項 6 号に該当する再審理由であると主張する。

## (2) 小括

この民訴法第338条1項6号に該当する新たな再審理由および前述の2-2より、 申立人が主張する再審理由のもとで、原審判決を棄却されることを希望する。

申立人は、基本事件控訴審では、その判決には重要事項に関する審尋不尽による判断の遺漏、理由の不備などがあるとして再審請求しているが、原審判決からは、それら再審理由についてどのように精査し、判決を下したかについては、申立人には判読不能である。

そのため、最初に、審尋不尽による判断の遺漏が再審理由として認められた最高裁の判例 を以下に示し、その後で、申立人の再審理由が再審請求の要件に適合することを述べる。

## 第4 原判決を棄却すべきとする最高裁の判例が存在する

判決に影響を与えるような重要な主張について控訴審判決が書き落とした、当事者の主張を整理する部分で取り上げなかった、そのような場合は、上告理由である「理由不備」

には当たらないが、再審理由である「判断の遺脱」には当たるとした上で、「判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」として民訴法 325 条 2 項で職権破棄した判例がある(最高裁平成 10 年 (オ) 第 2189 号同 11 年 6 月 29 日第 3 小法廷判決・裁判集民事第 193 号 411 頁)。

## 第5 申立人の再審理由は前述の最高裁判例の援用可能な再審理由である

基本事件控訴審判決で否定された「特任人事における労使慣行の存在」を棄却する再審理由については、申立人の「再審の理由」に詳述している。冗長な説明のため、裁判官の皆様にはその理解に苦労をかけたと反省している。

ここでは、民訴法第338条1項に該当する再審理由であることを簡単に述べておく。

## 1 再審理由③は判断の遺脱に該当する再審理由である

前述の再審理由③は、「特任人事における労使慣行の存在」は、相手方大学の最高経営責任者である井阪理事長と教学の長である重森学長が、特任教授を承認しなかったことにより訴訟になった里上裁判の地位保全の判決が出る前に合同教授会をもち、全教員に公言された「里上教授の件は例外中の例外で、人事における労使慣行は従前と変わらない」という経営理念・経営方針に相応する趣旨説明をされている。申立人の控訴理由書に陳述した、その公言にそった内容とその証拠甲25およびその陳述内容を補完する甲24、甲23が控訴審判決には全く欠落しており、第一審判決では相手方大学の準備書面(5)に、そして控訴審判決では相手方大学の控訴審答弁書にそった判決になっており、審尋の対象から欠落しているため、判断の遺脱がある事由から、再審理由としている。

なお、この判断の遺脱は、判決を下すうえでの重要な理由の遺脱のため、それが欠落 していることにより、民訴法第312条第2項6号に該当する理由不備となる。

なお、最判平9・12・12 平成9年(行ツ)169も参考となる判例である。

## 2 再審理由①は特任任用実績データの捏造に該当する再審理由である

特任任用実績のデータは、新規程の「本学に6年以上勤務し、定年退職した専任教員」 を対象に第4条の任用基準を充たす有資格者が特任申請すれば、特任教員として採用されているか、それが毎年繰り返されているかをもって、特任人事における労使慣行の存在を判断する、重要な事実データである。

相手方大学は、定年退職者を対象として、申請資格のない勤続年数5年の定年退職者 および業績不足の者、特任教員申請有資格者ではあるが、病気や家庭の事情などで自主 的に申請を辞退した者などを含め、「任用されなかった者」という名称で裁判官を誤認 識させて、「特任人事における労使慣行は存在しない」という判決に帰している。それが 事実である証拠は第一審判決の 18 頁の表であり、この判断は控訴審判決においても同 様であり、申立人がこれらの表には虚偽があることを準備書面でも陳述し、控訴審の控 訴理由書の 20 頁には申立人が事実関係を調べた真正とする特任任用実績の表を示して いる。

なお、特任申請したが却下された3名は再審理由③の証拠甲25と重森学長の発言をもとに例外処理の対象として処理すると、申立人を除くと、平成2年度から平成24年度の23年の長きに亘って「特任教員申請有資格者が特任申請すれば、100%特任教員として採用されている」という「特任人事における労使慣行は存在している」ことを申立人が陳述してきたが、相手方大学の虚偽データとその陳述を信じた裁判官が事実を誤認し、誤判決に至らしめている。これは、審理不尽による手続違背である。

## 3 再審理由②は宣誓した当事者の虚偽の陳述が判決の証拠となったことに該当する 再審理由である

第一審尋問で、基本事件の当事者として宣誓した井形および池島の虚偽の供述が第一審判決および控訴審判決において、判決の証拠となっている事由による再審理由である。 これも、再審理由①と同じく、その供述を信じた裁判官が事実を誤認し、誤判決に至 らしめている。これは、審理不尽による手続違背である。

#### 4 新規の再審理由:権利、義務に関する文書の偽造、変造およびその行使に関する事由

原審判決で再審請求が棄却されたことにより、基本事件を振り返って、何故、相手方大学の虚偽を裁判官が真正な事実と信じたのかを分析したところ、行動規範となる規程を偽造、変造し、それを真正として周囲を信じ込ませて正当な行為であるかのように振る舞ったためと気づいたのである。それを探索すると、井形、池島、北村らの行為は、刑法第 159 条 3 項と刑法第 161 条に抵触する行為であり、控訴審判決を誤判決に至らしめていることから、民訴法第 338 条 1 項 6 号に該当する再審理由となる。その一例を以下に示す。

特任教員任用規程(新規程)の偽装:平成24年9月28日の教授会で井形学部長と北村総務担当理事が偽装した新規程を説明し、池島は、その規程に添ってカリキュラム委員会で「書類の不備」を工作し、井形は申請書類を特任推薦委員会に提出しない口実にしている(相手方大学の準備書面に明記されている)。

以上が抗告許可申立て理由であり、大阪高裁および最高裁判所の適切な判断を希望する。 以 上